

商工第145号
令和3年9月30日

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本日（9月30日）、国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が終了することを受け、県では、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第42回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、県内の感染症の発生状況として、県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が0.4人と減少してきている状況が報告されるとともに、当部からは、10月1日から開始される「いわて旅応援プロジェクト（第2弾）」について報告いたしました。

また、このように県内の感染リスクが非常に低くなっており、県民の皆様には、基本的な感染対策をしっかりとした上で、社会活動、経済活動などを行って頂きたいこと、さらに「いわての食応援プロジェクト」「いわて旅応援プロジェクト」を再開することから、それらも活用して頂きたい旨の知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底について、御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第42回本部員会議
知事メッセージ（令和3年9月30日）

県内の感染状況は、今週1週間で新規感染者数がゼロの日が3日あるなど散発的な報告にとどまっており、県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が0.4人となっていることから、ステージⅠの状況です。

このように感染を抑えることができているのは、ひとえに県民の皆様の御努力のおかげです。感謝申し上げます。

岩手県内においては、人と接触する機会があったとしても、そこで感染するリスクは非常に低くなっています。県民の皆様には、基本的な感染対策をしっかりとした上で、社会活動、経済活動などを行って頂きたいと思えます。

県としても「いわての食応援プロジェクト」「いわて旅応援プロジェクト」を再開しますので、それらも活用して頂ければと思えます。

全国においても、新規感染者数が減少しており、本日（9月30日）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は終了します。

このように、感染リスクは低減していますが、感染している方がいる可能性はいつでもどこでもありますので、基本的な感染対策については緩めることなく、県境を越える場合については、移動先の感染状況や都道府県知事の要請を確認して頂き、適切に行動して頂きますようお願いいたします。

令和3年9月30日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和 3 年 9 月 28 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年 9 月 30 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和3年9月28日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置終了後の行動制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症緊急事態等の終了により、国の基本的対処方針が変更され、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から除外された都道府県における感染拡大防止対策について、1 か月程度の期間で段階的に制限が緩和される。

	飲食店への要請	イベントの開催制限
緊急事態措置	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供店の休業 ・その他飲食店の <u>20 時</u>までの営業時間短縮 ・飲食を主として業としている店舗の休業 	[収容率上限] (大声なし) 100%以内 (大声あり) 50%以内 [人数上限] <u>5,000 人</u>
まん延防止等重点措置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>21 時</u>までの営業時間短縮 ・酒類提供の原則停止 ・飲食を主として業としている店舗の <u>カラオケ設備の利用自粛</u> 	※収容率上限及び人数上限のいずれか小さい方が限度
措置終了後の制限緩和 ※解除後 1 か月を目途に実施	【緊急事態措置終了区域】 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証制度の適用店舗は <u>21 時</u>までの営業時間短縮 ・非認証店は <u>20 時</u>までの営業時間短縮 ・酒類の提供は都道府県知事の判断で可とする ・飲食を主として業としている店舗の <u>カラオケ設備の利用自粛</u> 	【緊急事態措置終了区域】 【まん延防止等重点措置終了区域】 [収容率上限] (大声なし) 100%以内 (大声あり) 50%以内 [人数上限] 5,000 人又は収容定員 50%以内 (<u>上限 10,000 人</u>) のいずれか大きい方 ※収容率上限及び人数上限のいずれか小さい方が限度

※ 不要不急の外出自粛要請や都道府県をまたぐ移動の自粛など、その他の要請事項については、都道府県知事の判断により対応方針を決定。

岩手緊急事態宣言期間の経過を踏まえた今後の対応の方向性について

1 経過

- ・ 県では、7月9日にデルタ株を含むL452R変異株を検出したことから、岩手警戒宣言を発し、感染対策の再徹底を呼び掛けたほか、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）がステージⅢの目安である15人を超す場合には県独自の緊急事態宣言の発出等による対策を実施することとした。
- ・ お盆休み前の8月3日には、全国の新規感染者数が過去最大を連日更新したことから、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などの原則中止・延期を呼び掛けた。
- ・ 8月12日には、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が16.5人とステージⅢの目安である15人を初めて超えたことから、岩手緊急事態宣言を発し、不要不急の外出の自粛を要請した。
- ・ 8月19日には、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が25.2人とステージⅣの目安である25人を超え、8月20日には25.9人を記録し、これが岩手緊急事態宣言期間中の最高値となった。
- ・ これ以上の医療のひっ迫を避けるため、強い措置によって、新規感染者数を減少に転換させる必要があることから、8月23日には、国へまん延防止等重点措置の適用を要請した。
- ・ 8月25日の政府対策本部において、本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られたことから、8月26日に、まん延防止等重点措置における取組の柱として想定していた盛岡市全域を対象とした飲食店等に対する営業時間短縮要請を県独自に行うことを決定し、8月30日から実施した。
- ・ 直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）は、9月6日に22.8人を記録して以降、減少に転じた。
- ・ 9月12日には、営業時間短縮要請を終了し、9月16日には、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が9.6人と岩手緊急事態宣言の解除基準としていた10人を下回ったことから、同日、岩手緊急事態宣言を解除した。

2 岩手緊急事態宣言期間中の状況等について

(1) 新規感染者数の状況

- ・ 岩手緊急事態宣言期間中の新規感染者数は計 1,194 名であり、それまでの累計感染者数 (3,439 人) の約 35% が集中していることが確認された。
- ・ 1 週間累計感染者数の最大値は、県全体では 8 月 20 日の 318 名 (直近 1 週間の新規感染者数 (対人口 10 万人) 25.9 人) であった。

(2) クラスターの発生状況

- ・ 岩手緊急事態宣言期間中に確認されたクラスターは計 30 件であり、区分別では、「職場」が 10 件 (133 名)、「飲食店」が 9 件 (138 名)、「学校」が 5 件 (92 名) などであった。
- ・ 「職場」については、10 件中 4 件が 10 名以上の事例であり、両磐医療圏で確認された 45 名の事例のように、職場から家族や知人などへの拡大が確認された事例もあった。
- ・ 「飲食店」については、9 件中 6 件が 10 名以上の事例であり、飲食店の従業員や利用者からその家族や知人などへの拡大が確認された事例もあり、感染者数の増加要因となった。
- ・ 盛岡市内の飲食店等への営業時間短縮要請以降、盛岡医療圏での飲食店クラスターは確認されなかった。
- ・ 「学校」については、5 件いずれも、学校が再開した 8 月下旬以降に確認された。

(3) 医療提供体制の状況

- ・ 病床使用率は、8 月 13 日に 51.1% (179/350 床) とステージⅣの目安である 50% を超え、8 月 20 日には 76.6% (268/350 床) を記録し、一部の医療機関では、外来診療の制限や不急の手術・検査の延期などを実施し、一般医療への影響が生じた。
- ・ その後、病床使用率は、概ね 60% 程度で推移し、9 月 7 日以降は減少に転じ、岩手緊急事態宣言を解除した 9 月 16 日時点では、27.4% (96/350 床) となった。
- ・ 宿泊療養者数は、8 月 22 日の 153 名を最高として、100~130 名程度で推移し、9 月 12 日以降は減少に転じ、9 月 16 日時点では、62 名であった。
- ・ 患者の受入れについては、医療機関の病床数及び宿泊施設の居室数を拡大することにより対応した。
- ・ 入院率は、概ね 60% 程度で推移したが、新型コロナウイルス感染症患者は原則入院・宿泊療養とする本県の方針を継続し、岩手緊急事態宣言期間中、病床使用率が高まったものの、自宅療養が生ずることなく、医療体制は維持された。

(4) 公衆衛生体制の状況

- ・ 行政検査については、岩手緊急事態宣言期間中、県環境保健研究センター及び民間検査機関等で、それまでの累計検査数（115,660件）の約15%に当たる18,129件の検査を実施した。
- ・ 新規感染者数の急増に対応するため、保健所間応援派遣を行ったほか、OB保健師の増員など県庁に設置した保健所支援本部の体制を強化し、保健所の機能が発揮できるよう支援を行った。

(5) 人流の動向

- ・ 県内主要駅における人流については、岩手緊急事態宣言期間中、2020年比で二戸駅は8.6%の減、盛岡駅は14.9%減、北上駅は18.3%減、一ノ関駅は12.4%減と減少した。
- ・ 岩手緊急事態宣言期間中の盛岡大通り周辺の来訪者数は、2020年比22.0%減、同地区の20～24時平均滞在人口についても、2020年比30.0%減と低い水準となった。
- ・ 営業時間短縮要請期間中の20時～24時平均滞在人口は、要請前比25.2%減と減少した一方、営業時間短縮要請終了後は、要請期間中比40.8%の増加となっている。

(6) 各分野の状況

(交通)

- ・ 鉄道事業者では、県内外の観光利用者や休日夜間等の利用者の減少と、それに伴う営業収入の減少が見られた。
- ・ 乗合バス事業者及びタクシー事業者では、休日や夜間の利用者等の減少と、それに伴う運送（営業）収入の減少が見られた。
- ・ バス・タクシー事業者に対する運行支援交付金は、乗合バス事業者に対し138,600千円（路線バス1台200千円、高速バス1台400千円）、タクシー事業者に対し103,000千円（タクシー1台50千円）を交付した。

(宿泊業)

- ・ 宿泊業では、岩手緊急事態宣言期間中、宿泊キャンセル等が見られた。
- ・ いわて旅応援プロジェクトの10月1日から再開に向けて、準備を進めている。
- ・ 市町村においても県の再開に合わせて割引事業の実施に向けた検討が進められている。

(飲食業、農林水産業)

- ・ 飲食業では、盛岡市内を対象に8時までの営業時間の短縮を要請した。その他の地域においても、営業時間を短縮する動きや売上減少が見られた。
- ・ 農林水産業では、飲食店からの受注の減少により、農林水産物の取扱量の減少、出荷先の切り替え、販売単価の低下が見られた。
- ・ いわて飲食店安心認証の取得が進み、9月24日までに3,800店を超える店舗が認証を取得した。
- ・ いわての食応援プロジェクトの食事券の販売を9月18日に再開し、9月26日までの販売額は約1億4千万円となっている。岩手緊急事態宣言発出前の販売済分約2億5千万円と合わせて約3億9千万円が販売済となっている。
- ・ 盛岡市の飲食店等に対する営業時間の短縮要請に当たっては、個人事業主では、1日当たり25千円～75千円の協力金を支給することとし、9月24日現在、早期申請311店舗、本申請544店舗の申請となっている。

(医療福祉)

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行うため、一部の医療機関で外来診療の制限や、不急の手術・検査の延期等の対応がとられた。
- ・ 介護・障害福祉サービス事業所、保育所、放課後児童クラブの休止は無かったが、高齢者の健康づくりを目的としたスポーツ大会などに休止が見られた。

(教育・文化スポーツ)

- ・ 県立高等学校では、オンラインでのショートホームルームを試行したほか、6校で時差通学を実施した。
- ・ 県立学校では、一部の学校で修学旅行を中止・延期したが、文化祭等の学校行事は、中止・延期することなく実施した。
- ・ 県の文化・スポーツ施設は休館し、コンサートやスポーツ活動等に中止・延期が見られたが、高校野球岩手県大会や全日本合唱コンクール岩手県大会など、無観客で開催された大会等もあった。
- ・ 県立美術館、県立博物館、青少年の家、野外活動センターは休館・休所し、県立図書館は事前予約による臨時窓口での貸出等を行った。
- ・ 県の文化・スポーツ施設等の休館については、施設の性質や地域の感染状況などを考慮した対応などを求める意見もあった。

3 今後の対応の方向性について

感染の第5波においては、岩手緊急事態宣言の下で、県民の理解と協力による行動制限や社会全体としての感染拡大防止の取組の強化など、人と人との接触機会の減少等により、自宅療養なく、入院・宿泊療養を原則とする本県の医療提供体制が維持された。

今後においても、引き続き、県民一人ひとりの基本的な感染防止対策の徹底が必要であるとともに、その下での社会経済活動も重要である。

再び感染が拡大し、第6波が生じるような場合には、個人の取組に加えて、社会全体としての取組の強化が必要となるものであり、本県における医療提供体制のひっ迫を招くことがないように、その体制の維持を図ることが重要である。

その場合の基本的な対応の方向性は、次のとおりと考えている。

なお、今後、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会、岩手県新型コロナウイルス感染症医療提供体制検討委員会等において医療体制等について御議論いただくほか、関係団体等からの御意見や、統計情報等も参考に、岩手緊急事態宣言期間の対応等について改めて評価を行い、国の動きも踏まえ、再度の感染拡大が生じた場合の対策に生かしていく。

(1) 感染拡大時における基本的な対応の方向性

【岩手緊急事態宣言】

- ・ 県民の行動制限を伴う緊急事態宣言については、医療提供体制のひっ迫を防ぐことを目的として実施する。
- ・ 宣言のタイミングについては、第5波同様、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）15人を目安とするが、国の動きや、岩手緊急事態宣言の対応等に係る評価を踏まえて、宣言の発出時期や要請内容について、改めて検討する。
- ・ 今回の緊急事態宣言期間中の県施設の閉館・休館のあり方については、検討を求める意見も寄せられており、そうした意見も踏まえて改めて検討する。
- ・ クラスター対策については、保健所による疫学調査や、クラスター制御タスクフォースによる個別の対応を基本とする。
- ・ 飲食店に対する営業時間短縮要請の措置については、医療提供体制のひっ迫のおそれがある場合など、感染状況を踏まえ検討する。その際は、国へのまん延防止等重点措置の要請と併せて検討する。
- ・ 事業活動への制限要請や期間中の経営への影響に対しては、必要な支援等を行うことが重要であり、国の財源の活用を含めて検討する。

(2) 今後の対応において考慮すべき事項

今後の感染拡大防止対策を進めるに当たっては、以下の動向なども踏まえた上での検討を行う必要がある。

- ・ ワクチン接種の進展
- ・ 中和抗体薬の普及
- ・ 新たな経口薬の承認
- ・ 新たな変異株による感染拡大の可能性
- ・ 緊急事態宣言等の終了による人流の増加

(国の動き)

- ・ ワクチン・検査パッケージの導入
- ・ 感染状況を判断するステージ指標の改訂
- ・ 特措法、感染症法の運用見直し、基本的対処方針の変更

岩手県における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策

- 1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い
- 2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い
- 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和3年9月30日
岩手県

1

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(1) 感染が拡大している地域等との往来

感染が拡大している地域や、不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域との往来は慎重に判断するようお願いいたします。

直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※

東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県

不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※

今後、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から除外された都道府県をはじめ、都道府県が実施している要請内容に変更が生じる可能性があるため、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いいたします。

※ 9月29日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

2

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(2) 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ 適切な方法でマスクを着用する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年6月版）」（厚生労働省）

3

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

4

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を継続する。特に児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴うものについては、感染防止対策を徹底する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施する。
- ・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校と行う練習試合等は、遠征先の地域の制限を確認するなど慎重に判断する。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

いわて飲食店安心認証店の認証状況等について

1 認証状況等について【令和 3 年 9 月 24 日現在】

(1) 認証店数

総数	盛岡局管内	県南局管内	沿岸局管内	県北局管内
3,842 店	1,593 店	1,399 店	584 店	266 店

(2) 認証申請等の状況

期間	申請受付数	訪問確認数	認証済数	電話相談件数
6/28～7/2	150 店	6 店	3 店	246 件
7/3～8/2	3,141 店	1,722 店	1,259 店	2,633 件
8/3～9/2	603 店	1,840 店	2,190 店	2,369 件
9/3～9/24	348 店	362 店	390 店	904 件
合計 〔対申請受付割合〕	4,242 店	3,930 店 〔93%〕	3,842 店 〔91%〕	6,152 件

2 今後の対応について

(1) 認証店の周知PR

- ・ 10月上旬からテレビCMで認証店の利用促進をPR。
- ・ 市町村に対して、認証の取得や認証店の利用促進策について働きかけ。

(2) 認証店に対する再訪問

- ・ 9月15日から認証基準の遵守状況を確認するための再訪問を開始。
特に、次の3点について注意喚起。

- ア 来店者への食事中以外のマスク着用の推奨及び従業員のマスク常時着用の徹底
イ 寒い時期の換気方法（厚生労働省作成リーフレットの活用）
ウ アクリル板の設置に関する注意（勝手に移動させないよう来店者への協力依頼）

「いわて旅応援プロジェクト（第 2 弾）」について

【要旨】

旅行・宿泊代金の割引や土産物店等で利用できるクーポン券の発行を行う「いわて旅応援プロジェクト（第 2 弾）」を 10 月 1 日（金）から開始する。

1 名称

いわて旅応援プロジェクト（第 2 弾）

2 期間

令和 3 年 10 月 1 日（金）から令和 3 年 12 月 31 日（金）宿泊分まで

※ ただし、宿泊事業者及び旅行業者ごとに配分した割引原資がなくなり次第終了

3 事業費

約 8 億 5,000 万円

4 事業の概要

(1) 旅行・宿泊代金の割引

日帰り旅行・宿泊代金の 50%又は 5,000 円のいずれか小さい額を上限に割引

(2) 買い物クーポン券の配付

旅行期間中などに土産物店などで利用可能な 2,000 円分のクーポン券を配付

(3) 第 1 弾からの変更内容

ア 予算が限られていることから、予め宿泊施設及び旅行業者に第 1 弾の実績に基づき割引原資を配分すること。

イ 宿泊施設によって対象商品を限定する場合があること。

ウ クーポン券の有効期間を発行日から 10 日間に設定

5 一時停止基準及びキャンセル料

- ・ 一時停止の基準については、前回の基準を基本としつつ、今後、改めて検討
- ・ 一時停止を行った場合のキャンセル料については、県が負担

6 利用対象施設及び利用方法

旅行会社（56）、宿泊施設（320）、クーポン券利用可能施設（3,023）

※ 9 月 30 日時点、いわて旅応援プロジェクト事務局ホームページで公開。

岩手県民限定!

地元を応援!

泊まって、買って、

いわて旅 応援 プロジェクト

岩手県内での
宿泊^{または}日帰り旅行で
一人あたり2,000円から
**5,000円を
割引!!**

第2弾

登録施設で使える
2,000円分のお買物券
いわて応援
クーポン付!

対象期間 2021年12月31日(金) 宿泊分まで

宿泊施設や旅行会社によって割引日や割引となるプランの設定が異なることも
ありますので、事前に必ず予約先に確認してください。

※予算の上限に達した場合は、期間中であっても宿泊施設、旅行会社ごとに割引とクーポン配付を終了します。

利用条件

利用時には岩手県居住者であることを確認できる書類を持参ください。

登録施設への宿泊または、旅行会社等からの旅行予約を行った場合、一人あたりの宿泊代金または日帰り旅行代金の支払金額に応じた補助金額を割引します。加えて、宿泊の場合はお一人様1泊あたり、日帰り旅行の場合はお一人様につき、2,000円分の「いわて応援クーポン」が発行されます。(おとな・子ども同額)

※「いわて応援クーポン」利用期間は発行日から10日間。ただし2021年12月23日(木)以降発行の場合は2022年1月1日(土)まで

<補助金額> 支払金額が4,001円~5,999円の時2,000円補助/支払金額が6,000円~7,999円の時3,000円補助/支払金額が8,000円~9,999円の時4,000円補助/支払金額が10,000円以上の時5,000円補助(上限)

●割引対象者は、岩手県居住者に限ります。 ●新型コロナウイルスの感染状況等によっては本事業を中断・終了する場合がございます。

●期間中であれば、一人で複数回の利用が可能です。1回のご利用は7泊までとなります。 ●その他割引との併用が可能です。(注1)

●割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です。「宿泊割引/宿泊旅行割引」および「日帰り旅行割引」の本人以外への権利譲渡はできません。

●期間内に使用されなかった「いわて応援クーポン」は権利放棄扱いと致します。 ●宿泊及び旅行取消の場合は、いわて応援クーポンを返還ください。

(注1) 他の割引適用後に4,001円以上の支払金額で適用となります。他の割引制度をご利用の際、ご予約方法によって他の割引制度のご利用ができない場合があります。詳細については、いわて旅応援プロジェクト事務局までお問い合わせください。

本事業は、観光庁「地域観光事業支援」を活用しています。



お問い合わせ先

いわて旅応援プロジェクト いわて応援クーポン事務局
〒020-0024 岩手県盛岡市菜園 1-3-6 農林会館 205
TEL 019-623-1145 FAX 019-623-1146

公式サイトはこちら

<https://www.iwate-tabipro.jp>



「いわて旅応援プロジェクト」とは？

岩手県居住者に限り、登録された宿泊施設や旅行会社等の利用で、最大で5,000円の「宿泊割引」や「日帰り旅行割引」と、「いわて応援クーポン」(2,000円分のお買い物券)のサービスが受けられる、「泊まって、買って、地元を応援する」プロジェクトです。

宿泊施設や旅行会社によって割引日や割引となるプランの設定が異なることもありますので、事前に必ず予約先に確認してください。

※予算の上限に達した場合は、期間中であっても宿泊施設、旅行会社ごとに割引とクーポン配付を終了します。

対象期間

2021年12月31日(金) 宿泊分まで

※「いわて応援クーポン」利用期間は発行日から10日間。ただし2021年12月23日(木)以降発行の場合は2022年1月1日(土)まで

利用方法

- 登録施設への宿泊または旅行会社等からの旅行予約を行なった場合、ひとりあたりの宿泊代金または日帰り旅行代金の支払金額に応じた補助金額を割引します。
- 加えて、宿泊の場合はお一人様1泊あたり、日帰り旅行の場合はお一人様につき、2,000円分の「いわて応援クーポン」が発行されます。

※詳しくはホームページをご覧ください。

補助金額

旅行代金ひとりあたり(おとな・子ども同額)

4,001円~5,999円	のとき	2,000円補助
6,000円~7,999円	のとき	3,000円補助
8,000円~9,999円	のとき	4,000円補助
10,000円以上	のとき	5,000円補助(上限)

宿泊代金、または日帰り旅行代金に応じた上記の補助金額が、お支払い金額より割引されます。

【注意事項】

- いわて旅応援プロジェクトのご利用による割引対象者は、岩手県居住者に限ります。
※利用時には岩手県居住者であることを確認できる書類を持参ください。
 - 新型コロナウイルスの感染状況等によっては本事業を中断・終了する場合がございます。
 - 期間中であれば、複数回の利用が可能ですが、1回のご利用は7泊までとなります。
 - その他割引との併用が可能です。(注1)
 - 「宿泊割引」および「日帰り旅行割引」の本人以外への権利譲渡はできません。
 - 期間内に使用されなかった「いわて応援クーポン」は権利放棄扱いといたします。
 - 「新しい旅のエチケット」へのご理解をいただいた上で、本事業をご利用いただきますようお願いいたします。
- (注1)他の割引制度をご利用の際、他の割引適用後の金額に対しての補助額となります。

「新しい旅のエチケット」をご確認の上ご利用をお願いします

発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従いましょう。



詳しい情報はこちら



厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
COCOA



接触確認アプリのご利用をお願いします

補助が受けられる宿泊施設・旅行会社・インターネット宿泊予約サイトや、「いわて応援クーポン」が利用できる店舗については、「いわて旅応援プロジェクト」公式ホームページでご確認いただけます。

HPアドレス <https://www.iwate-tabipro.jp>

公式サイトはこちらから



新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

1 県内のワクチン接種の進捗状況

(1) 接種実績（9月28日時点）

接種済回数	県内の状況	
	1回目	2回目
1,504,393	824,717	679,676

・県内の12歳以上人口約111万7千人のうち、**1回目接種は73.8%、2回目は60.9%**が終了。

(2) 今後の見込み

ア 今後の接種見込

9/13～9/19の接種回数ペース（週5万7千回）が10月末まで継続していくと仮定した場合、10月末時点の1回目接種率は86%程度、2回目は74%程度となる見込み。

今後、医療従事者の広域的な派遣調整や県による集団接種に重点的に取り組み、11月末までに、希望する全ての県民への2回の接種を終えることができるよう、接種の加速化に取り組んでいく。

イ 供給見込

- ・県内に供給されるワクチンについては、モデルナ社ワクチンを含め、10月中旬までに12歳以上人口の85%程度に2回接種するのに必要な量が供給される見通しとなっている。
- ・県では、市町村の接種状況に応じ、効率的な接種が進められるよう、既に市町村に供給されているファイザー社ワクチンの市町村間の在庫調整について、県が主導のうえ実施することとし、各市町村の円滑な接種の推進を支援していく。

2 県による第3期集団接種の予約状況

ワクチン接種の加速化が必要な市町村の接種体制を補完するため、ワクチン及び医療従事者を追加で確保し、10月初旬から県央地区で新たに第3期集団接種を実施する。

今回の集団接種では、接種の加速が必要な10～20代の若者の先行予約の実施や、県北地域の市町村を対象とした県の集団接種の活用促進を図ることとしている。

- (1) 実施時期 10月2日（土）～11月21日（日）
- (2) 実施会場 岩手県産業文化センター・アピオ
- (3) 接種規模 1万4千回（7,000人分）
- (4) 予約状況 9/30（木）正午時点で、2,174人分の予約枠の空きが生じており、このうち、10/2（土）、10/3（日）は1,383人分の空きがあることから、広く県民の方に接種いただけるよう、県のホームページやSNS等で周知を図っていく。

【週別の予約状況】

（単位：人）

ケル	1回目接種	2回目接種	予約枠数	県北分を除く予約枠数※ ①	9/30正午時点の予約状況		
					予約済数 ②	空き枠数 ①－②	予約率 ②／①
1C	10/2, 3	10/30, 31	2,400	2,400	1,017	1,383	42.4%
2C	10/9, 10	11/6, 7	2,400	1,735	1,540	195	88.8%
3C	10/23, 24	11/20, 21	2,200	1,665	1,069	596	64.2%
合計			7,000	5,800	3,626	2,174	62.5%

※県北地域の接種促進分（1,200人）を除いた予約枠数。